

地方分権改革推進委員会第4次勧告（概要）

～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～

平成21年11月

はじめに

- ・分権型社会にふさわしい「地方政府」には、自治財政権の確立、とりわけ地方税財源の充実確保が不可欠。このため、税源移譲、国庫補助負担金、地方交付税、地方債を一体的に検討するとともに、地域間の財政力格差を是正するための取組みが重要
- ・国と地方を通じた巨額の累積債務残高と社会保障支出の今後の増大とを見すえ、次世代に向けた持続的発展を確保するため、いずれ消費税と地方消費税の在り方を中心に、国税と地方税を通じた税制全般の抜本的な改革の実施が不可欠

I 当面の課題

- ・現下の経済情勢及び新政権の政権公約等にかんがみ、特に重要な事項につき勧告

1 地方交付税の総額の確保及び法定率の引上げ

- ・大幅な税収減の中、地域間の財政力格差拡大につながるよう交付税の総額確保に配慮すべき。その際、法定率の引上げも考慮すべき

2 直轄事業負担金制度の改革

- ・直轄事業の範囲限定、出先機関の縮減・廃止、直轄事業負担金制度の廃止、道路・河川の移管に伴う交付金創設、自治体との事前協議の仕組みの創設等について、ただちに工程表を作成し、速やかに取り組むべき

3 自治体への事務・権限の移譲と必要な財源等の確保

- ・地方自治体への事務権限の移譲に当たり、執行に要する経費全額を税財源移譲により確実に措置

4 国庫補助負担金の一括交付金化に関する留意点

- ・地方が必要な事業の執行に支障が生じないよう必要な総額を確保する必要。交付基準も十分な検討が必要
- ・義務付け・枠付け見直しの改革の趣旨に則し、国庫補助負担金制度を早急に見直すべき。施設・公物設置管理の基準に係る国庫補助負担金については、早急に交付基準を見直すべき

5 自動車関係諸税の暫定税率見直しに際しての留意点

- ・地球温暖化対策における我が国の役割・責任、近い将来想定される環境税の導入と環境問題に係る地方自治体の役割、国・地方双方の貴重な税収入の減少への対応、特に地方税源の確保方策などについて、十分に考慮する必要

6 国と地方の事実上の協議の早急な開始

- ・子ども手当の創設、高等学校等就学支援金の創設など地方自治体の行財政運営に大きな影響を与える可能性のある制度の創設や抜本的な見直しに、地方自治体の自主性・自立性が十分に確保されるよう万全な配慮を要請。できるだけ速やかに国と地方の事実上の協議を開始し、地方自治体の意見を聴取・反映してほしい

II 中長期の課題

- ・社会的・経済的に安定した時節の課題について、今から論議を深め、準備を整えることを強く期待

1 地方税制改革

- (1) 地方税の充実と望ましい地方税体系の構築
 - ・地方の自己決定・自己責任には、地方税の充実が最も重要。応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うもので、地域的な偏在性が少なく、税収が安定した税目が望ましい
 - ・その際、①国と地方の税源配分5:5を当初目標、②地方消費税の充実が中心、③地方税充実の趣旨や必要性を自治体自ら住民に十分説明、④国・地方を通じた抜本的税制改革までの間にあっても上記の方向性に沿って検討

(2) 課税自主権の拡充

- ・地方自治体は課税自主権の積極的な活用に努めるべき。そのためにも制度・運用の更なる見直しを進めるべき

2 国庫補助負担金の整理

- ・存在意義の薄れたものは即刻廃止。自治体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助は一般財源化する等、一括交付金を含めさらなる整理を進めるべき（金額ベースだけでなく、件数ベースの目標も設定）

3 地方交付税

- ・地方税の充実により、財政移転が果たす役割はおのずと縮小。しかしながら、偏在性の少ない税目でも、自治体間の財政力格差は拡大する方向であり、地方交付税の機能はより一層重要とならざるを得ない

(1) 財政調整機能の充実

- ・国民への説明責任に配慮しつつ、地方六団体の「地方共有税」構想を土台にした制度改革を求める

(2) 財源保障機能の再検討

- ・マクロの財源保障の役割は、地方税の充実に伴っておのずと縮小
- ・地方財政計画額と決算額との乖離の是正に取り組むべき

(3) 地方自治体にとっての予見可能性・説明責任の向上

- ・普通交付税の透明性・予見可能性の向上を図るべき。可能な限り新型交付税の比重を高めるべき
- ・法定率引上げにより財源不足額の解消・総額の安定化を図り、自治体の予見可能性を高めるべき
- ・「国と地方の協議の場」での地方財政計画・地方交付税総額などの意見交換を早急に慣行化すべき
- ・特別交付税を説明責任の向上のため見直すべき

4 地方債

- ・起債自主権は歳入自主権の大きな柱。市場の信用に十分配慮しつつ、地方債発行に係る国の関与を見直すべき
- ・地方公共団体金融機構の充実、自治体が共同で債券を発行する仕組みの更なる活用が図られるべき
- ・元利償還に対する交付税措置の縮減を検討。ただし、財政力が弱い自治体の事業執行に配慮すべき

5 財政規律の確保

- ・透明性の向上と自己責任の拡大を図るため、自治体の財務会計制度改革の方向性を、政府は国民に提示すべき。地方議会のチェック機能や監査委員の機能充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要

おわりに

- ・第4次勧告は、当委員会の最終勧告。今後、当委員会は、これまでの4次にわたる勧告に対応する政府の取組状況を監視し、必要があれば政府に意見を述べる役割に移行
- ・4次にわたる勧告で提言した事項を最大限尊重し、具体的な指針として速やかに地方分権改革推進計画を策定し、今後の改革の全体的な工程表を明らかにすることを政府に強く要請

※なお、交付税の法定率引上げ、国・地方の税源配分、地方共有税について意見が異なる委員一名から出された補足意見を勧告に添付している。